

施主（事業主）様へ

埋蔵文化財の保護にかかる手続きについて

◎ 法手続の流れ

遺跡の範囲内（周知の埋蔵文化財包蔵地）で土木工事を行おうとするときには、文化財保護法に基づき、施主が教育委員会へ届け出る必要があります（文化財保護法第93条）。また届出は市町教育委員会が受理することになっています（三重県文化財保護条例施行規則第39条）。手続きの流れは、次のとおりです。



◎ 施主様（事業主様）から提出して頂く書類 ※2部ご提出ください。

- 1 「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の発掘届出書」（A4×2枚）
必要事項を別記2の表の中に記入してください。遺跡の種類、名称、時代については、教育委員会からお知らせいたします。
- 2 「発掘届出書」で指示されている【添付書類】について
 - (1) 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図
土木工事を実施する位置の縮尺の異なる2種類程度の地図を添付してください。
事業を実施する位置が特定できることが重要です。
 - (2) 当該土木工事等の概要を示す書類及び図面
事業で建設する建築物の平面図と立面図が必要です。
 - ① 平面図
事業を行う敷地の、どの位置に、どのような建物が建つのが分かる図面
 - ② 立面図
事業により行う建物の「基礎」の位置と「基礎の深さ」が分かる図面
特に遺跡に影響を与えるかどうかは、基礎の掘削深度が重要になります。
 - (3) 発掘承諾書
発掘調査をしたときに、出土した土器などの権利を放棄して頂けるよう、署名・記入をお願いします。
 - (4) その他、参考となるもの
現地の写真や、写真に建物のイメージを書き込んだものなど、どのような建築物を建てるのか理解するのに参考となるもの。